

目標2

次世代に継承できる良質で美しい住まい・まちづくり

良質な住まいと美しいまちなみは、地域の資産であり地域の個性をつくり、地域の魅力を高めます。

このため、住み手とつくり手・供給者が協働して、良質な住まいと美しいまちなみを守り育て、次世代に引き継いでいきます。

(1) 指標

目標に向けた成果を評価するための指標を次のとおり設定します。

<ゆとりある住まいへの対応>

住宅の利活用期間 (滅失住宅の平均築後年数)	約26年 (平成15年)	→	約36年 (平成27年)
<ul style="list-style-type: none"> ・既存ストックの有効活用や廃棄物の低減などによる環境負荷の軽減、ライフサイクルコストの軽減を図ることが重要です。 ・住宅リフォームの促進等による住宅の長寿命化を目指します。 			

マンション履歴システムの登録件数	420件 (平成18年度～平成23年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・(財)マンション管理センターの管理しているデータベースへ、登録するマンション管理組合の拡大・普及を図ります。 	

<美しいまちなみの育成への対応>

美しいまちなみ形成に取り組んでいる地域 (地区計画、景観地区、高度地区)	327地区 (平成17年度)	→	450地区 (平成23年度)
<ul style="list-style-type: none"> ・美しいまちなみづくりに取り組む地域の拡大・普及を図ります。 			

<環境問題への配慮>

一定の省エネ対策を講じた住宅ストックの比率 (全部又は一部の窓へ二重サッシ又は複層ガラスを使用した比率)	12% (平成15年)	→	35% (平成27年)
<ul style="list-style-type: none"> ・熱損失が大きくなりやすい窓に、二重サッシや複層ガラスなど温度を伝えにくい建具の普及を促進します。 			

<次世代に継承できる住まい・まちづくりへの対応>

住宅に対する総合評価の満足率 ※満足率=満足+まあ満足	57% (平成15年)	→	UP (平成27年)
<ul style="list-style-type: none"> ・住宅の規模、設備など、住宅そのものに対する総合的な満足の程度を表すものであり、その維持・向上を目指します。 			

(2) 目標達成に向けた主な施策

ア 良質な住まいの供給と維持・向上

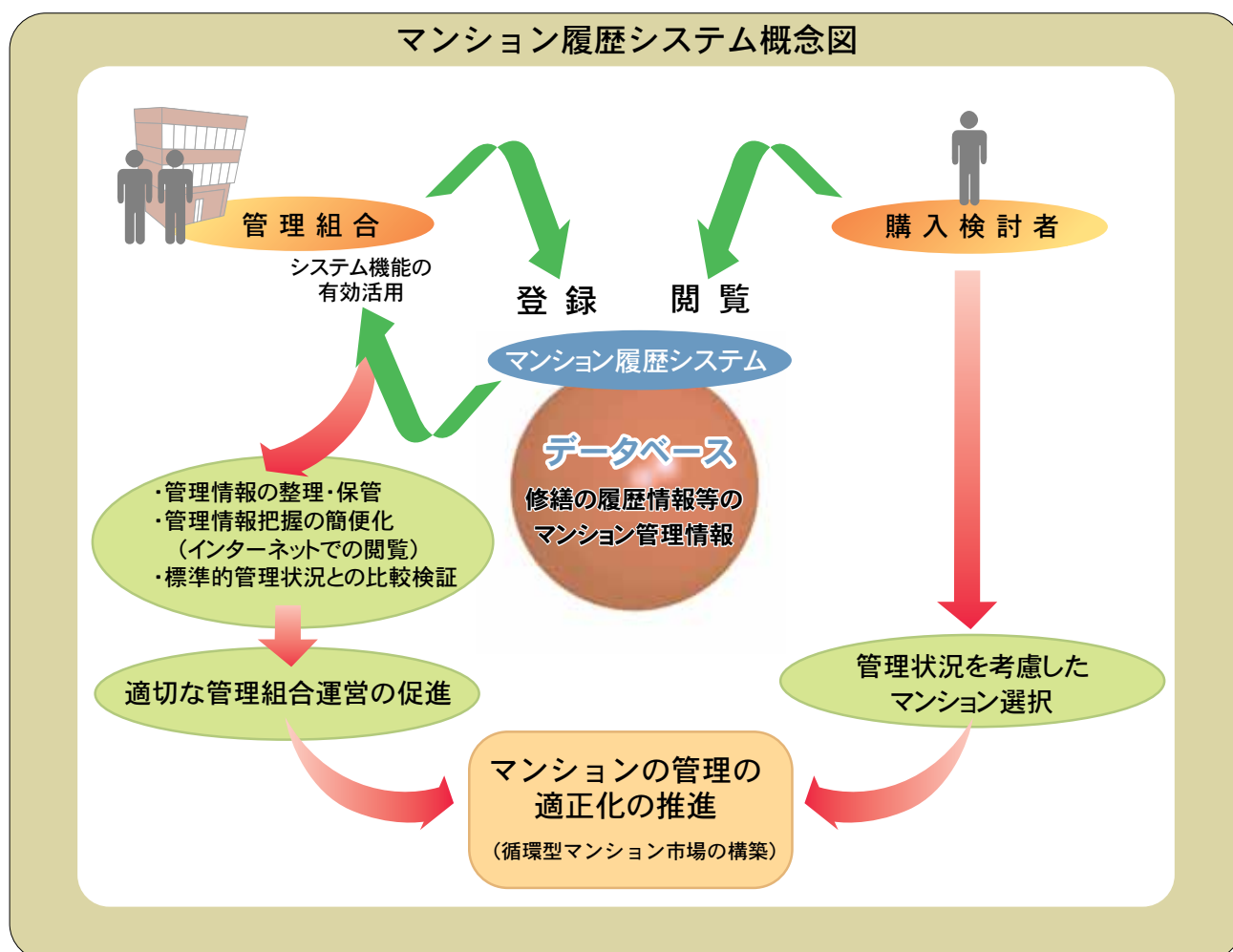
良質な住まいは、地域の価値を高める主要な要素となります。このため、良質でゆとりのある住まいづくりや適切な維持管理と改善を促進します。

(ア) 質の高い住まいの普及促進

- 高品質、長寿命住宅の普及促進
- 住宅性能表示制度や住宅性能保証制度の普及促進（再掲）
- 防犯優良マンション認定制度の制定支援（再掲）

(イ) 住まいの適切な維持管理・改善の促進

- 住み手による主体的な維持管理の促進
- マンション管理の適正化の促進
 - ・ マンション履歴システムの普及



(ウ) 住みごこちの向上

- 環境共生などのテーマ性のあるモデルビレッジ事業の促進
- 住民主体によるコーポラティブ住宅やコレクティブハウジング等の促進
- スケルトン・インフィル方式を活用した住宅の普及

イ 地域で取り組む美しいまちなみづくり

住み手、つくり手・供給者が協働し、地域のコミュニティやNPO等とともに取り組む美しいまちなみづくりを支援します。

(ア) 地域の取組み促進

- 地域のまちなみづくりの促進
 - ・地区計画、景観地区、高度地区等による住環境の保全
 - ・歴史や文化などの地域特性を生かした良好な景観づくりの普及促進
 - ・街なみ環境整備事業の促進
- 公園や街路樹、生垣や庭先の緑などによる「緑のネットワーク」の形成により、緑豊かなまちなみづくりの促進

(イ) 担い手の育成

- 地域のまちなみづくりや適切な維持管理を担う人材やNPOの育成
- 子どもから大人までの住教育やまち学習の促進（再掲）



美しいまちなみの住宅地〔飯能美杉台〕

ウ 地域に根ざした住文化の創造と継承

住まいやまちに愛着を持ち、地域のコミュニティを形成していく住文化の育成を促進します。

また、住み手、つくり手・供給者の住まいやまちに関する学習を支援・促進していきます。

(ア) 住文化を育む愛着の持てる住まい・まちづくり

- 県産木材など自然素材を活用した住まいづくりの普及
- 田園住宅など地域特性を生かした住まいづくりの促進

(イ) 住まいやまちに関する意識の向上、学習の支援

- 賃貸住宅オーナーや住宅管理者の意識向上
- 子どもから大人までの住教育やまち学習の促進

エ 環境にやさしい住まい・まちづくり

自然エネルギーの有効活用、住まいの適切な維持管理や長期間使用等により、住まいの省エネルギー化及び省資源化を図ります。

また、分別解体の徹底や廃棄物の再資源化等の促進により住宅分野における廃棄物等の発生及び排出を抑制するとともに、その適正処理を促進します。

(ア) 環境に配慮した住まいづくり

- 省エネルギー型住宅や環境共生住宅の促進
 - ・ 敷地内の緑化、建物屋上緑化及び壁面緑化の促進
 - ・ 環境に優しい住宅の建設・取得に対する支援
- 建築物総合環境性能評価システムの普及促進
- ヒートアイランド現象緩和に向けた調査検討
- 二酸化炭素を固定、貯蔵する木材の利用促進
- 環境に優しい公営住宅の整備

(イ) 建設系廃棄物の発生抑制等

●新築及び解体工事等における建設系廃棄物の適正な分別、リサイクル及び適正処理の促進

- ・ 建設系廃棄物のリサイクル技術の開発支援、リサイクル産業の育成及び建設リサイクル法の普及
- ・ 建設系廃棄物のリサイクル及び適正処理に関する建設業者及び処理業者への指導啓発



壁面緑化